



高齢者



高齢期になっても、豊かな知識と経験を基に、これからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたい…といったことは、多くの人の共通の願いです。

しかし、その一方で、養護者等による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分などの経済的虐待といった高齢者の人権に関わる様々な問題が生じています。

高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で、生きがいと尊厳を持って、安心して生活できる環境づくりが必要です。

安心して暮らせる社会へ

高齢者の家族や介護サービス従事者等を始めとする全ての人は、高齢者の人権尊重への理解を深めることが大切です。

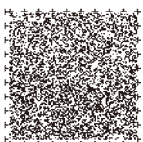
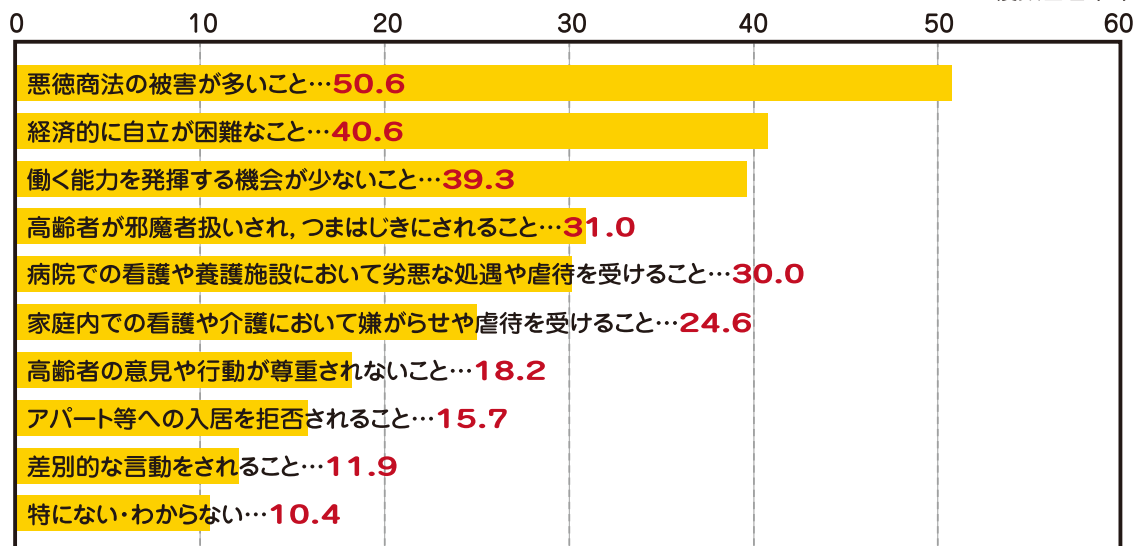
また、周囲の人が、虐待を見聞きしたときの通報や相談窓口の紹介、声かけや「ちょっとした手助け」などを行っていくことも大切です。

特に、認知症のある人は、認知機能の低下から、様々な生活上の不便を抱えており、詐欺や虐待などの被害に遭うおそれもあることから、周囲の人が正しい知識と理解を持って支援することが必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で見守り、支え合いましょう。

●高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きているとおもいますか？

複数回答(%)



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24(2012)年)

高齢者虐待を防止、高齢者を詐欺被害から守ろう

●高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を損なう重大な権利侵害です。

■高齢者虐待の例

身体的虐待 ●殴る、蹴るの暴力 ●手足を縛るなどの拘束 など

性的虐待 ●懲罰的に下半身を裸にして放置する ●性的行為の強要 など

心理的虐待 ●言葉による侮辱、脅迫 ●無視や孤立させる など

経済的虐待 ●生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ●年金等を取り上げる など

介護・世話の放棄・放任 ●介護や世話の放棄・放任 ●必要な医療・介護サービスの制限 など

※家庭内の虐待は介護負担やストレスから発生するほか、家族間のかっとう、経済的問題が背景となっている場合など様々なケースがあり、表面化しにくい傾向があります。

※介護保険施設などでは、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は禁止されています。

●介護に悩んだときは、一人で抱え込まずに相談してください。

ささいなことでも、相談することが高齢者虐待防止の第一歩です。

●虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合は、まずは、お住まいの市町又はお近くの地域包括支援センターに連絡してください。

●詐欺被害の防止

高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が多発しています。「『医療費の還付金がある』と言われてATMを操作したら、お金を振り込まされていた」とか「家族が不在の間に、あるいは、一人暮らしの高齢者が訪問販売で不必要なリフォーム工事の契約をしてしまった」など、財産をだまし取られたり、不当な契約を結ばされたりすることがあります。

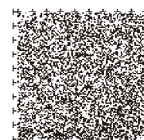
◆日々の暮らしに必要なお金の管理などに困っているときは、次の機関に相談してください。

相談機関	相談日時	電話番号
広島県社会福祉協議会 あんしんサポートセンター「かけはし」	月～金／8:30～17:30 (祝日、12/29～1/3を除く。)	082-254-2300

※あんしんサポートセンター「かけはし」は、一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続やお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援する事業です。

◆悪質商法など消費者トラブルにあったら、次の機関に相談してください。

相談機関	相談日時	電話番号
消費者ホットライン	—	局番なしの 188 (イヤヤ!泣き寝入り!!) 身近な消費生活相談窓口を案内
広島県生活センター	月～金／9:00～17:00 (祝日、12/29～1/3を除く。)	082-223-6111





高齢者



認知症について知ろう

認知症のある人の数は、平成37(2025)年には、108,100人(平成22(2010)年の約1.7倍)になると見込まれています。

「認知症」は、認知機能の低下を伴う、誰にでも起こりうる脳の病気で、単なる「もの忘れ」とは異なり、アルツハイマー病や脳血管疾患などが原因となって発症します。

認知症の中には治療が早ければ治る場合や、適切なケアや薬の投与によって進行を遅らせることができる場合もあることから、できるだけ早く発見し、適切な医療・介護サービス等を受けることが必要です。

認知症を発症すると、記憶障害や、時間や場所の感覚が失われる見当識障害などにより、不安や混乱に陥りやすく、周囲との関係が損なわれたり、一人で外出して道に迷ったりするなど、家族が介護に疲れ果ててしまうことも少なくありません。しかし、適切な治療とケア、そして周囲の理解と気遣いがあれば、本人が望む生活をより長く続けていくこともでき、家族の介護負担も軽くなります。

なお、認知症に関する相談については、お住まいの市町又はお近くの地域包括支援センターが対応しています。また、本県では、次のとおり電話相談も行っています。

相談機関	相談日時など	電話番号
●認知症電話相談	火・木 / 13:00~16:30 (祝日、12/29~1/3を除く。)	[火曜日] 082-553-5353 [木曜日] 082-569-6501

認知症の人への対応の心得

3つのない

① 驚かせない

唐突な声かけは禁物です。優しい口調で穏やかに話しましょう。

② 急がせない

認知症の人は急がされるのが苦手です。相手のペースに合わせてみましょう。

③ 自尊心を傷つけない

本人に恥をかかせないようにすることが大事です。それとなく手助けをして成功体験に結びつけることができれば笑顔も戻ります。

高齢者がいきいきと活動するために

高齢者がこれまで培ってきた知識や技能、経験を生かし、地域を支える一員として活躍できる社会を実現するためには、年齢を理由とした就労や社会活動の制限をなくし、意欲のある高齢者を広く受け入れ、ともに働き、ともに生きることへの理解を深めることが大切です。

